

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 3月20日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 17名(委員総数18名)

会長	1番	中浦 優						
副会長								
委員	3番	栗田 美博	4番	松浦 功	5番	近藤 茂義		
	6番	赤股 誠司	7番	雨霧 弘	8番	山口 靖永		
	9番	西岡 登士男	10番	林 一典	11番	鈴木 勉		
	12番	臼杵 慶幸	13番	白川 清茂	14番	三原 俊雄		
	15番	西村 登志子	16番	黒木 輝美	17番	鈴木 多計士		
			19番	高橋 豊文				

欠席委員 1名

欠席者 2番 岩倉 節夫

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広			
職員	佐野 崇	岡本 尚士	宇賀 順子	

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、3月の定例会を開会します。
本日、 2番 岩倉 節夫委員さん
より欠席の届出がありますので御報告します。
出席委員は18名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、7番 雨霧委員さん、
8番 山口委員さん よろしく申し上げます。
本日の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 3件あります。御審議よろしく申し上げます。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
- 申請地 造田字 [] 番 田 1375 m² 1筆 地籍合計 1375 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 4673 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年2月16日
- 現地調査実施日
令和5年3月6日
- 営農計画書(様式第3号)
水稻を作付予定
- 農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200日
- 経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 親族への売買 ■譲受人事由 経営規模拡大
- 申請地 造田字 [] 番 1 田 1305 m² 1筆 地籍合計 1305 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 7258 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.05 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年2月24日
- 現地調査実施日
令和5年3月6日
- 営農計画書(様式第3号)
ズッキーニ他を作付予定
- 農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 300 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 3】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 川東字 [REDACTED] 番 4 畑 145 m² 1 筆 地籍合計 145 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2523 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 5 年 2 月 24 日

■現地調査実施日

令和 5 年 3 月 6 日

■営農計画書（様式第 3 号）

果樹を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 4】 所有権移転（売買） 2 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 川東字 [REDACTED] 番 2 畑 390 m² 他 2 筆 地籍合計 567 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2945 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 5 年 2 月 7 日

■現地調査実施日

令和 5 年 3 月 6 日

■営農計画書（様式第 3 号）

野菜・果樹を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 5】 所有権移転（贈与） 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 炭所東字 [REDACTED] 番 4 畑 39 m² 1 筆 地籍合計 39 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8423 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和 5 年 2 月 16 日

■現地調査実施日

令和5年3月6日

■営農計画書（様式第3号）

花きを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 2筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 農地付き空き家の取得

■申請地 炭所西字 [] 番3 畑 18 m²他 2筆 地籍合計 28 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 28 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.015 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年2月6日

■営農計画書（様式第3号）

野菜を作付予定

■現地調査実施日

令和5年3月6日

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（贈与） 1筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 耕作不便 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 吉野字 [] 番1 田 275 m²1筆 地籍合計 275 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5158 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和4年12月7日

■現地調査実施日

令和5年3月6日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号8】 自作地相互の交換 1筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換

■申請地 吉野字 [] 番 田 1031 m²1筆 地籍合計 1031 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 40106 m²

■自宅から申請地までの通作距離 10 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年2月13日
■現地調査実施日
令和5年3月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稲を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 365 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号9】 自作地相互の交換 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番2 田 1710 m² 1筆 地籍合計 1710 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 37707 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.3 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年2月13日
■現地調査実施日
令和5年3月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稲を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 160 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号10】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 経営縮小 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 羽間字 [REDACTED] 番1 田 790 m² 1筆 地籍合計 790 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6139 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年2月20日
■現地調査実施日
令和5年3月6日
■営農計画書（様式第3号）
野菜・果樹を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 260 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号11】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []
■譲渡人事由 耕作不便 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 東高篠字 [] 番1 田 533 m² 1筆 地籍合計 533 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5574 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年3月3日
■現地調査実施日
令和5年3月6日
■営農計画書（様式第3号）
小麦を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号12】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 農地付き空き家の取得
■申請地 宮田字 [] 番1 田 170 m² 1筆 地籍合計 170 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 170 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年2月16日
■現地調査実施日
令和5年3月6日
■営農計画書（様式第3号）
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号1から4の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明3条-1~4)

まず番号1でございますが、3月17日に現地確認を致しました。譲受人の []
[]さんに話を聞きましたところ、申請農地は []さんが []さん以外の方に賃
借契約により貸しておりましたが、今後において農業を行う予定がないため、
契約を解消するので実家の近くに住む []さんに農地を買ってほしいとの話が
あり、売買金額等で合意したため申請に至ったとのこと。詳細につきましては、事務局の説明通りです。

番号2です。3月18日に現地確認を行いました。 []さんと []さんは姉弟
であり、 []さんの住所は []になっておりますが、この農地に隣接したと
ころに []さんの管理している住宅があるため農作業を請け負っております。
 []さんは今後、農業を行う予定がないため今回売買の話が成立し申請に至っ
たとのこと。詳細については、事務局の説明通りです。

番号3、4でございますが、譲受人が■■■さんであり申請地の3筆は隣接しているため、一括して説明させていただきます。3月18日に現地確認を行いました。■■■さんにお話しを伺いましたところ、今後経営を拡大していく予定にしております、この3筆は■■■さんの住宅近くの■■■さんの農地に隣接していることにより、■■■さんと■■■さんに売買の話をもっていったところ、話がまとまったため申請に至ったとのことです。詳細については、事務局の説明の通りです。以上4件、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号5の担当委員 三原委員さん、よろしく申し上げます。

三原委員 (補足説明3条-5)
補足説明をさせていただきます。3月18日に現地確認し、■■■さん、■■■さんともお会いしてお話を聞きましたところ、この案件は約40数年前に■■■さんは田んぼへ行く道、■■■さんは自宅へ入る道の拡張工事をした際の出ていた話で、登記がまだできていなかった案件で、■■■さんが後々困るということで登記をしてくださいと■■■さんをお願いしたところ、■■■さんが了承した案件です。何も問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号6の担当委員 黒木委員さん、よろしく申し上げます。

黒木委員 (補足説明3条-6)
3月17日に現地確認をしました。■■■さんには連絡が取れてお話をしました。譲渡人の■■■さんとは何回か連絡をしているのですが出てもらえなくて、結局最後まで話をすることが出来ませんでした。■■■さんの話の内容では、事務局の説明通りですので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号7から9の担当委員 高橋委員さん、よろしく申し上げます。

高橋委員 (補足説明3条-7~9)
3月19日に現地確認を行いました。番号7の■■■さんと■■■さんの件ですが、■■■さんと■■■さんは隣接してまして、■■■さんの田んぼは進入路が狭くて機械が入らないということで、■■■さんの方に贈与するという事です。番号8と9ですが、■■■さんと■■■さんですが五毛地区は1年の間に基盤整備をするということで、こういうことになったのだと思います。両方の意見が一致して自作地交換ということにしたということです。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号10と11の担当委員 近藤委員さん、よろしく申し上げます。

近藤委員 (補足説明3条-10、11)
番号10の件につきましては、3月15日に現地確認を致しました。この土地は小作地でございます、■■■さんが作られているとのことですので、何も問題はないと思われれます。よろしくお願い致します。
番号11につきましては、3月16日に現地確認を致しました。この件につきましても、小作地ということで明確に■■■さんが次からはきちんとしたいということで、本人さんと話し合っ合意した状況ですので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号12の担当委員 ■■■委員さん、よろしく申し上げます。

- 白杵委員 (補足説明 3 条-12)
番号 1 2 の ■■■■さんと■■■■さんの件ですが、■■■さんには 1 4 日に連絡を取らせて頂きまして、1 4 日に現地確認もさせて頂きました。■■■さんの方には 1 5 日に確認させて頂いて、たまたまお互いに近くの方だったそうです。農地や空き家等で、■■■さんの方が先に検索されて土地の購入に至ったそうです。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (4 条 説明) (4 条申請)
番号 1 (営農型発電設備)【一時転用】
*申請地：(長尾字■■■■番 1 1 筆 面積 1286 m²のうち 0.63 m²)
*農用地区域内農地～農振除外は一時転用のため不要
*農地区分：農用地区域内農地～町道榎林佐岡線沿いにあり、かりん健康センターより東側約 600mに位置する農地
*申請目的：営農型発電施設 太陽光パネル 270 枚 443.36 m²
(3 年毎の一時転用申請及び毎年 2 月までに状況報告書を
知事に提出すること)
～申請者が、収益の向上と安定を図るために営農型発電設備を設置して、下部の農地でアスパラガスとみょうがを栽培する計画をたてて令和 2 年 1 月 24 日に一時転用の許可を受けており、許可後 3 年間たっていることから、引き続き今回の申請に至った。
*登記簿添付：申請地～ 1 筆
■■■番 1 ～令和 5 年 2 月 20 日法務局発行 (3 箇月以内)
*被害防除計画書添付済 (調整を了している)
*申請地：造成計画なし
*排水計画：雨水：自然流下、自然浸透による排水は西側水路へ放流
汚水：該当なし
*資金調達計画：撤去費 ■■■万円となり、預金通帳の写しを添付
*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
*土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
*排水承諾書：地元水利組合総代押印添付
*営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書 (令和 5 年 3 月 3 日)
(根拠となる農水省統計調査データ添付)

番号2（営農型発電設備）【一時転用】

- *申請地：(長尾字■■■■番1 田 面積 543 m²)
- *農用地区域内農地～一時転用により農振除外不要
- *農地区分：農用地区域内農地～町道榎林佐岡線沿いにあり、かりん健康センターより東側約600mに位置する農地
- *申請目的：営農型発電設備（3年毎の一時転用申請及び毎年2月までに状況報告書を知事に提出すること）
～申請者が収益の確保の為に営農型発電施設を設置して下部の農地でドクダミを栽培する計画を立てて令和2年1月17日に一時転用の許可を受けており、許可後3年間たっていることから、引き続き今回の申請に至った。
- *登記簿添付：申請地～1筆
■■■■番1 ～令和5年2月7日法務局発行（3箇月以内）
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土：太陽光パネル設置用コンクリート基礎のみ施工
擁壁：なし
- *排水計画：雨水：既存のコンクリート水路を使用
汚水：発生なし
- *資金調達計画：撤去費■■■■万円で金融機関の預金通帳写しを添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合総代押印添付
- *営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書（令和5年2月10日）
（知見を有する者の意見書：まんのう町地域振興会 会長）

番号3（農家住宅の敷地拡張）※無断転用解消事案

- *申請地：長尾字■■■■番2 他1筆 地目 田 計524 m²
併せ地 492.55 m² (宅地)
- *農用地区域内農地～農振除外公告日（令和2年7月9日）
- *農地区分：第2種農地～かりん健康センターより北西側約900mに位置し、県道線沿いにある農地
- *申請目的：敷地拡張
～申請人は昭和50年頃から申請地を宅地として利用しており、申請地が農地法の手続き未了であることが判明したため、正式に法令手続きをとり、地目を現況どおりに変更するため申請に至った。
- *登記簿添付：申請地～2筆
(申請地)
■■■■番2 ～令和5年2月7日法務局発行（3箇月以内）
■■■■番5 ～令和5年2月7日法務局発行（3箇月以内）
(併せ地)～令和5年2月7日法務局発行（3箇月以内）
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～整地済
擁壁～整地済
- *排水計画：雨水：ため桝設置済み。北側水路へ放流。
汚水：合併浄化槽設置済み。北側水路へ放流。
- *資金調達計画：無断転用解消事案のため、資金証明は不要
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付

香川用水土地改良区添付

*排水承諾書：地元水利組合押印添付

*無断転用に関する始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1から3の担当委員、鈴木多計士 委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 4条-1～3)
それでは説明致します。番号1、2につきましては、営農型太陽光発電に伴う一時転用であります。また3月17日に両方の現地を確認致しました。■■■さんと■■■さんの太陽光は田んぼ一枚挟んで並んで建っておりますので、一緒に現地を確認致しました。後日、お二人と面談致しました。■■■さんにつきましては、今説明がありましたように、アスパラとミョウガを発電設備の下で収穫するようしております。4年度はアスパラについては病気のため収穫減少ことです。ミョウガは■■■%ぐらい見込みだそうです。そういうことで、現在作物を作っております。
また、上田さんにつきましては、農作物はドクダミで4年度の収穫量は1,800 kg見込みに対して、実績は■■■%になっております。2件が太陽光設備で周囲の問題は出ておりません。
番号3につきましては、次の第5条の申請に伴う無断転用の案件でございまして、これを解消しないといけませんので、その申請になります。
詳細につきましては、事務局の説明通りです。以上3件、よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (5条 説明) (5条申請)
番号1 (太陽光発電設備) / 【使用貸借権設定】
*申請地：長尾字■■■■番1 他1筆 地目 田 計722㎡
*農用地区域内農地～農振除外公告日(令和2年7月9日)
*農地区分：第2種農地～かりん健康センターより北西側約900mに位置し、県道沿いにある農地

*申請目的：太陽光発電設備
～借人は両親の医療費や介護費用を賄うために太陽光発電による売電

の計画を立てた。隣接地で貸人である父親名義の申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

* 登記簿添付：申請地～2筆

(申請地)

■番1 ～令和5年2月7日法務局発行 (3箇月以内)

■番1 ～令和5年2月7日法務局発行 (3箇月以内)

* 被害防除計画書添付済 (調整を了している)

* 申請地：盛土～なし

擁壁～既存擁壁

* 排水計画：雨水：自然浸透と東側既存排水口へ放流

汚水：なし

* 資金調達計画：造成費 ■万円、建築費 ■万円で合計 ■万円となり、証券会社の保有銘柄株式時価評価額を添付

* 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

* 土地利用計画図添付

* 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区添付

* 排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号2 (宅地拡張 (駐車場)) / 【所有権移転】

* 申請地：公文字 ■番1 地目 田 計 121 m²

併せ地：304.88 m² (宅地)

* 農地区分：第2種農地～町立高篠小学校より北西側約700mに位置し、周囲を宅地に囲まれた併用地に隣接した農地

* 申請目的：駐車場

～譲受人は車2台の駐車スペースしかない為、3台目の車購入にあたり駐車スペース確保が必要となった。住宅の近隣で探したところ農地の管理に苦慮していた申請地の所有者と売買による所有権移転に同意が得られたことから本申請に至った。

また、申請地は譲渡人が農業をしていない為、雑草防止で約10年前に花崗土により造成をし、無断転用状態となっている。

* 登記簿添付：申請地～1筆

(申請地)

■番1 ～令和5年2月13日法務局発行 (3箇月以内)

(併せ地) ～令和5年2月13日法務局発行 (3箇月以内)

* 被害防除計画書添付済 (調整を了している)

* 申請地：盛土～なし

擁壁～既存のブロック塀

* 排水計画：雨水：地下浸透

汚水：なし

* 資金調達計画：土地代 ■万円で合計 ■万円。

預金通帳写し添付

* 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

* 土地利用計画図添付

* 土地改良区意見書：土地改良区に属さない農地

* 無断転用に関する始末書添付

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、鈴木多計士 委員さん、よろしくお願いします。

- 鈴木委員 (補足説明 5条-1)
それでは説明致します。■■■さんにつきましては、5年1月11日に、行政書士の方から太陽光発電に伴う転用申請をしたいので、周囲の方と協議をお願いしたいということで依頼がありました。1月15日に最適化推進委員の谷本さんと水利組合の方と私で、3人で協議して念書を作成しました。1月26日に現地において、■■■氏の家へ行き4人で協議し念書を作って、それを持って周囲の関係人に渡し説明をしております。後日、その関係人から出た新しい要望書を追加した念書を作成して、1月26日の協議の中で■■■さん本人に聞きますと、難しいことは分からないという返答もあったので、最後の打合せは両者が現地で打合せをしました。署名押印をした念書は両者から受け取りまして、関係者4人に渡しまして、周囲の了解を得ました。以上のことから、問題はないと思われま。後の詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願ひ致します。
- 会 長 続きまして、番号2の担当委員、赤股 委員さん、よろしくお願ひします。
- 赤股委員 (補足説明5条-2)
16日に■■■さん宅に行きまして、現地確認を行いました。ご本人さんともお話ししました。事務局の説明通りで何ら問題はないと思われま。よろしくお願ひ致します。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、議案第4号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地証明 説明) (非農地証明願)
番号1 (山林) / 第2種農地 (荒廢)
*申請地: 中通字■■■■番1 他2筆 地目 田・畑 計751㎡
*農地区分: 第2種農地: 役場琴南支所より南東側約1.8kmに位置し、周囲を山林に囲まれた農地。
*申請目的: 山林 (荒廢)
～本申請地は、以前は桃や柿の木を植え収穫していましたが、労力不足で手付かずとなり荒廢山林化しており、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付～令和5年3月3日法務局発行
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

* 証明書：近隣農家の証明（令和5年3月6日）

番号2（雑種地）／第2種農地（荒廃・再生困難な農地）

* 申請地：炭所東字 [] 番 地目 畑 464 m²

* 農地区分：第2種農地：広袖集会所より東側約400mに位置し周囲を山林に囲まれた農地。

* 申請目的：雑種地（荒廃・再生利用が困難な農地）

～本申請地は、周囲が山林で耕作に不適であり、昭和60年以降手付かずで荒廃地となり、利用状況調査で再生困難な農地と判断されている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付済～令和5年2月10日法務局発行

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 6)

「農地法の運用について」の制定についての第3の1の(3)のウに規定する「再生利用が困難な農地」と判定された土地

番号3（山林）／第2種農地（荒廃）

* 申請地：新目字 [] 番1 地目 畑 計5042 m²

* 農地区分：第2種農地：JR黒川駅より南東側約1kmに位置し、周囲を山林に囲まれた農地。

* 申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していましたが、労力不足で手付かずとなり荒廃竹林化しており、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付～令和5年2月8日法務局発行

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

* 証明書：近隣農家の証明（令和5年2月13日）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、雨霧 委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 非-1)
この件につきまして3月19日に現地確認を行いました。現況はかなり前から利用された形跡がなく、草木が生い茂っておりました。[]さんに話をお伺いしましたが、30年ほど耕作しておらず、今後農地として耕作するつもりはないとのことでした。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2の担当委員、三原委員さん、よろしくお願いします。

三原委員 (補足説明 非-2)

番号2の補足説明をさせていただきます。3月16日に現地確認を致しまして、■■さんとは会えなかったのですが、電話連絡で確認を致しました。現地を見るかぎり、水路とか畦がありましたが、木が生えている状態で耕作は困難であると思われます。詳細は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員、岩倉副会長、は欠席ですので、事務局よろしくお願い致します。

事務局(藤原) (補足説明 非-3)

3月18日の土曜日に、岩倉委員さんから事務局にご連絡頂きました。3月17日に現地の確認と旭さんからの聞き取りをしたようでございます。現場は荒廃竹林であって、20年以上筍の収穫はできない状態であるということで、非農地証明については問題なかろうということの連絡を頂きましたので、ご報告致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第4号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の35番については白川委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (議事参与以外 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、基盤法の35番を審議しますので、白川委員さん、

ご退席をお願いします。
(白川委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の 35 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (基盤法 35 番 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の 35 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の 35 番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、白川委員さんに入室をしていただきます。
(白川委員 入室)

会 長 続きまして、議案第 6 号その他の件に移りたいと思います。その他の 1 番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 1 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 1 番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の 2 番、経営改善計画認定申請書等の審査について、事務局の説明を求めます。

事務局(庄) (認定農業者 説明)

黒木委員 特に問題はないと思われます。よろしくお願ひ致します。

近藤委員 ■■■さんについては、すでに 5 反ぐらい増やす計画ができています。その地区の方と話が出来ているということで、熱心にされていますので問題はないと思います。よろしくお願ひ致します。

雨霧委員 この申請につきましては■■■さん、奥様ともお若い方で熱心に農業を取組まれていて、問題はございません。

近藤委員 別段問題はないと思われます。よろしくお願ひ致します。

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませぬか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませぬか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されましました。ありがとうございませました。

会 長 続きまして、その他の3番、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませぬか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の3番について、承認することに異議ございませぬか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の3番について、承認されましました。ありがとうございませました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しましました。全体的に何かご意見等がありましましたらお伺ひします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願ひします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

4月の予定につきましてお知らせ致します。		
農地法申請	4月 5日(水)	締め切り
農用地利用計画変更申出	4月10日(月)	締め切り
定例会	4月20日(木)	午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。